



JP-MIRAI

責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム

for "Fair and Ethical Recruitment Initiative" 公平で倫理的なリクルートの実現を目指して

FERI 通信

創刊号 (2025年5月23日)

お問い合わせは JP-MIRAI FERI事務局 fer_i@jp-mirai.or.jpまで

創刊にあたり

JP-MIRAI の会員企業の皆様のみならず、関係者の皆様に広く、「倫理的なリクルートに関連した世の中の動き」と、我々JP-MIRAI で進めている「FERI プロジェクトの進捗」について知っていただく為に、この FERI 通信を（不定期ながら）発行することに致しました。

限られた人員しかいない FERI 担当ではありますが、当団体 JP-MIRAI のミッションである「外国人労働者受入れに関わる皆さまと協力し、外国人労働者の権利保護と生活・労働環境の改善を通じ、責任をもって外国人労働者を受入れ、外国人労働者から「選ばれる日本」となる」ために、JP-MIRAI の「ビジネスと人権」における企業様との協働の中の一つの重要な活動として、公平で倫理的なリクルートの実現に向けて日々汗をかいて参りたいと思いますので、どうか温かい目で見守ってください。どうぞ宜しくお願いします。

2025年5月23日 JP-MIRAI 事務局 FERI 担当一同

「ビジネスと人権」一口メモ

[アナン国連事務総長の有名なスピーチ動画](#)



1999年にアナン事務総長が、世界の企業に対して人権・労働基準・環境保護に関する共通した価値を掲げ、支持し、実効あるものとして運用することを呼び掛けたものです。優しい語り口ですが、強い意志を感じます。

「自己中心的な勝者が競争に敗れたものの運命を無視する未来と、成功したものがその責任を受入れグローバルな展望と指導力を発揮する未来と、どちらかを選ばねばならない」という部分が我々に何に重点を置いてビジネスをなすべきかを示しています。

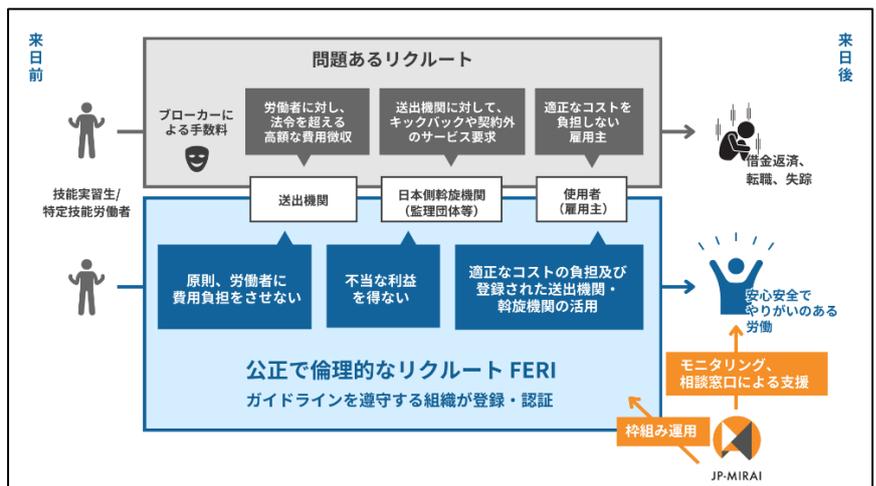
このスピーチが2000年に発足する持続可能性と責任あるビジネスの枠組みを設定するイニシアチブである国連グローバル・コンパクト(UNGC)へとつながるそうです。次回はUNGCでの人権或いは労働基準に関する規定を見たいと思います。

JP-MIRAI の FERI が目指すものとは？

FERI はゼロフィーの仕組みなんですよ？とよく聞かれます。外国人労働者の皆さんが日本に渡航される前の段階で、送出国に支払う採用費用、訓練や学習・渡航に係わる費用等を労働者ではなく日本の受入企業様が支払う所謂ゼロフィーもその中には含まれていますが、実はそれだけではないんです。

杉田弁護士に作成頂いたこの仕組みの規範である FERI ガイドラインは、だれが費用を負担するべきかだけでなく、より広い意味で移住労働者の人権を尊重する為に、関係するステークホルダーである送出国機関・斡旋機関・受入企業(使用者)、移住労働者本人のそれぞれがどのような役割を果たしどのような責任をとるべきかを細かく規定した「あるべき国際労働移動のガイドライン」になっているという点こそが、大きな特徴となっています。

そうしたガイドラインに基づいた仕組みだからこそ、移住労働者が安全に来日しその能力と機会を最大限に発揮することができるものと信じています。





JP-MIRAI

責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム

JP-MIRAI での FERI プロジェクトの進捗状況報告



4月8日にRBA/ILO/JP-MIRAIの共催により「移住労働者のリクルートの適正化について考える」と冠したシンポジウムを実施しました。

このシンポジウムでは、RBA/ILO等の国際機関のみならず、入管庁・経団連・連合・欧州企業等様々な立場の関係者の皆様にもご参加頂き、主に来日前のリクルート費用に焦点を当てた議論を行いました。この中でも特に入管庁の前多様からは「労働者が負担する手数料の上限設定について、政府としても労働者が手数料を負担してもいいと考えているわけではなく、ゼロフィーは目指すべき目標ではあると考えているが、(中略)実効性があり「日本の受入れ制度が変わった」と国際的に評価されるような制度設計を考えている」といったメッセージに背中を押される思いがしましたし、FERIが必須となる日も近いと確信することが出来ました。[【報告記事】](#)



4月21日22日の二日間に渡って、ベトナム・ハノイにてVAMASのご協力の元、ILOとの共催にてベトナムにおける送出し機関を対象として国際標準の移住労働者の公平で倫理的なリクルートを実現する為の研修を行い、その中で杉田先生に作成頂いたガイドラインについての動画も含めFERIに関する研修を行うことができました。VAMAS会長やILO専門家からも、「FERIを高く評価する、送出機関の参加を勧める」とのコメントを頂きましたし、この講義に参加した12社のベトナム送出機関(計20名)の中には、「倫理的なリクルートの理念に賛同し、FERIの仕組みに参加したい」という意思表示を既にしてくれた企業もありましたので、いよいよベトナムとのFERIの運用開始段階まで来たという実感を強く持ちました。[【報告記事】](#)



5月15日にインドネシア・ジャカルタにてインドネシア移住労働者保護省(KP2MI)とIOMのご協力の元、インドネシアにおける送出し機関を対象としてFERIに関する研修を実施しました。26社の送出機関(P3MI及びLPK/SO)が参加してくれ、終了後のアンケートにおいても、殆どの参加機関が、IJ-FERIへの登録を希望しており、研修は成功裏に終了致しました。この研修の中で、移住労働者保護省の代表からは「日本側受入れ企業が費用を負担する等インドネシア労働者の人権に配慮した良い仕組みであり、日本が他国に負けない受け入れ態勢を整備してくれることを政府としても歓迎する。」とのメッセージを頂き、全面的なインドネシア政府の支援を得ることが出来ました。[【報告記事】](#)

受入企業向け
お申込み

FERIへの参加を希望される受入企業(使用者)様からオンラインでお申込み頂ける申し込みページがJP-MIRAIホームページ上に完成しました。お申込みに必要な書類なども記載されておりますので、お気軽にのぞいてみてください。[お申込みサイト](#)

FERIに関するFAQ

(Q) 両国政府の関与は？

(A) 日本及び送出国の関係省庁等にも説明を行い、理解と必要な協力を求めています。送出国においては、ステークホルダー会合等を行い、各国政府や国際機関、送出機関協会などのご意見を伺いつつ運用しています。

FERI 今後の予定

- 6月9日(月)にネパール・カトマンズにおいてネパールの送出機関への研修を実施する予定です。これでベトナム・インドネシア・ネパールの3か国での送出機関向けの研修が終了することになります。
- FERIで使用するFERIガイドラインに準拠した求人票のフォームについて、FERIガイドラインを作成頂いた杉田弁護士及び全国社会保険労務士会連合会の皆様との打ち合わせを続けています。

お読み頂きありがとうございました



ご意見・ご要望・ご質問はこちらへ↓→
<https://forms.office.com/r/dEqW4Hd2ie>



一般社団法人 JP-MIRAI 事務局 FERI 担当
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 10-5
(JICA 市ヶ谷ビル内)
TEL : 050-6883-5531
✉ feri@jp-mirai.or.jp